（個人用）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

北海道知事　様

住所

氏名

生年月日

家畜商法第４条の各号に該当しないことを誓約します。

（家畜商法第４条）

一　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者。

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）若しくは家畜取引法（昭和３１年法律第１２３号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終った日又は執行を受けないことが確定した日から２年を経過しない者。

三　家畜商法第７条第１項又は第２項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から２年を経過しない者。ただし、第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなった者を除く。

四　家畜の取引の業務を行う事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが前条第二項第一号に該当する者でないもの

五　その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者の全て（当該業務を行う事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

（家畜商法施行規則第３条の２）

（心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者）

　法第四条第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法人又は使用人をおく場合）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

北海道知事　様

住所

氏名

生年月日

家畜商法第３条第２項第１号に該当する者をおき、

家畜商法第４条の各号に該当しないことを誓約します。

（家畜商法第３条第２項）

一　都道府県又は都道府県知事が指定する者が行う家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者。

（家畜商法第４条）

一　心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者。

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）若しくは家畜取引法（昭和３１年法律第１２３号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終った日又は執行を受けないことが確定した日から２年を経過しない者。

三　家畜商法第７条第１項又は第２項の規定による免許の取消し（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から２年を経過しない者。ただし、第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなった者を除く。

四　家畜の取引の業務を行う事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが前条第二項第一号に該当する者でないもの

五　その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であつて、その者の当該業務に従事する前条第二項第一号に該当する者の全て（当該業務を行う事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

（家畜商法施行規則第３条の２）

（心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者）

　法第四条第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。